

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八十五号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	改正前
(名称、目的等) 第十九条 (略)	主管局課 (略)	名称 (略)	目的 (略)
	健康福祉局 子供未来 来心援 課		
(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―安心保育推進課 (略) こども家庭課 一一七 (略)	十八 (略)	医務課―障害者支援課 (略)	(健康福祉局各課の分掌事務等) 第十一条 (略) 健康福祉総務課―安心保育推進課 (略) こども家庭課 一一七 (略) 十八 広島県児童死亡事案検証委員会に関するもの。
二 市町行財政課―国際課 (略)	五―九 (略)	市町行財政課―国際課 (略)	二 市町行財政課―国際課 (略)
(地域政策局各課の分掌事務) 第九条 (略) 地域政策総務課―都市圏魅力づくり推進課 (略)	中山間地域振興課 一―三 (略)	地域政策総務課―都市圏魅力づくり推進課 (略)	(地域政策局各課の分掌事務) 第九条 (略) 地域政策総務課―都市圏魅力づくり推進課 (略)
こども家庭課 広島県 児童死亡事案検証委員会	知事の諮問に応じ、虐待による児童の死亡事案を検証するため必要な事項につ		

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

2   4  (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
2   4  (略)	(略)	
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
		員会
		と。いて調査審議するこ